

～美浜町高等学校等生徒通学費助成制度のご案内～

令和8年4月1日より助成を拡充します

美浜町では、高等学校3学年または高等専門学校3学年までに在籍している生徒の保護者を対象に、高等学校等に通う生徒の通学費の一部を助成しています。

また、令和8年4月1日より助成を拡充し、従来の助成率1/3から1/2（ひとり親家庭等は1/2から2/3）に助成を拡充します。

助成対象要件	①美浜町内に住所を有し、高等学校又は高等専門学校に在学している生徒を養育しているもの ②同一世帯の者に町税等の滞納がないこと ③他の制度で申請の内容と同じ補助を受けていないこと
助成金額	通学に要する定期乗車券又は回数乗車券購入費の <u>2分の1</u> 。 ※美浜町ひとり親家庭等医療費助成受給世帯、児童扶養手当受給世帯及び住民税非課税世帯については定期乗車券又は回数乗車券購入費の <u>3分の2</u> 。 1ヶ月あたりの助成限度額は10,000円です。 (100円未満の端数は切り捨てます。)
申請方法	所定の申請用紙に必要書類を添えて美浜町教育委員会事務局までお申し込みください。 ※申請用紙は美浜町教育委員会事務局及びJR美浜駅にあります。 また、美浜町ホームページからもダウンロードできます。
必用書類	①定期乗車券等（ <u>有効期間満了後のもの</u> ） ②在学証明書又は卒業証明書（ <u>定期乗車券又は回数乗車券の有効期間満了後に発行したものの</u> ） ③振込先金融機関の預金通帳の写し（初回申請時及び振込先変更時） ④美浜町ひとり親家庭等医療費受給者証の写し（美浜町ひとり親家庭等医療費助成受給世帯の場合） ⑤児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給世帯の場合） ⑥所得・課税証明書（住民税非課税世帯の場合）
申請期限	定期乗車券等の有効期間満了後、または回数券の使用後 <u>1ヶ月以内</u> にお申し込みください。 例 定期乗車券の有効期限満了日が5月9日の場合、6月8日までに提出
注意事項	①鉄道の定期乗車券等は <u>美浜駅で購入したもの</u> 、路線バスは最寄りの販売所で購入したものを対象とします。 美浜駅で購入できない定期乗車券等のみ、他の駅で購入したものも対象とします。 例 敦賀一福井間の定期乗車券を <u>敦賀駅</u> で購入した場合→ 助成対象 美浜一福井間の定期乗車券を <u>美浜駅</u> で購入した場合→ 助成対象 美浜一福井間の定期乗車券を <u>敦賀駅</u> で購入した場合→ 助成対象外 ②コミュニティバスの定期乗車券と回数券も助成の対象となります。

※令和8年3月31日までの期間のものは、1/3（ひとり親家庭等は1/2）

令和8年4月1日以降の期間のものは、1/2（ひとり親家庭等は2/3）になります。

※有効期間が令和8年4月1日をまたぐ場合については、日割り計算にて算出いたします。